

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	東秩父村

東秩父村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 東秩父村 産業観光課
所 在 地 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634
電 話 番 号 0 4 9 3 - 8 2 - 1 2 2 3
F A X 番 号 0 4 9 3 - 8 2 - 1 5 6 2
メールアドレス sinkou@vill.higashichichibu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、ニホンザル、ヒヨドリ、カワウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	東秩父村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
		万円 a
イノシシ	稲、イモ類、野菜	7.9 19
ニホンジカ	野菜、工芸作物	18.5 4
アライグマ	果樹、野菜	11.2 2
ハクビシン	果樹、野菜	5.9 1
ニホンザル		— —
ヒヨドリ		— —
カワウ	イワナ、ヤマメ	— —

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

上記の有害鳥獣について令和4、5年度の捕獲頭数増加、令和6年度も目撃情報は多数報告されている。特にイノシシの目撃情報が多く、再び個体数の増加が懸念されている。特定猟具使用禁止区域の埼玉県秩父高原牧場が隣接しているため捕獲が効果的に実施できず、農作物への直接被害の他に畦畔等の掘り起しの通報があり、農地等の崩落にもつながっている。道路脇側面の掘り通報もあり、土砂が流出するなどの事例がある。 また、令和6年度の有害鳥獣捕獲では、4月～11月までにニホンジカ106頭、イノシシ41頭が捕獲されており、周辺での生息が確認されている。村内ではアライグマ・ハクビシンによる家庭菜園等への被害やニホンザルの目撃情報が報告されており、被害額や被害面積は増加傾向にあるため、今後は更なる農作物への被害拡大が懸念されている。 ヒヨドリは行動範囲が広く、まとまった被害は捉えがたいが、柑橘類や葉物類への恒常的な飛来が認められる。 カワウについては、イワナ・ヤマメ等の放流したものから狙われてしまう。こうした現状の中、耕作放棄をする農家もでてきており、村単独事業で鳥
--

獣被害防除対策事業として電気柵、防護柵の補助を行っている。普及率は伸びているが、設置しても管理不十分で正しく機能していない部分が課題となっている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
鳥獣の種類	金 額	面 積	金 額	面 積
イノシシ	7.9万円	19a	7万円	18.5a
ニホンジカ	18.5万円	4a	18万円	3.5a
アライグマ	11.2万円	2a	11万円	1.5a
ハクビシン	5.9万円	1a	5万円	0.5a
ニホンザル	—	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—	—
カワウ	—	—	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・有害鳥獣捕獲事業（猟友会への委託）	・従事者の高年齢化により若者の従事者、育成、組織改善が必要である。 ・捕獲後の個体の処理が困難なため、解体処理設備の設置の検討が必要である。
	・アライグマの捕獲	・埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施している。 ・有害鳥獣捕獲事業同様に捕獲後の個体の処分方法の検討が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・電気柵、防護柵の設置補助	・村単独事業、鳥獣害防除対策事業補助金で個人（農家）に対して電気柵、防護柵設置の補助を行っている。設置後のメンテナンス等

組	追い払い等に関する取組 ・ 個人による対応 ・ 猟友会へ依頼	が不十分なため、有効活用されていない事例が多い。 ・ 住民の高年齢化により追い払い活動は困難。 ・ 被害後の追い払いとなっている状態。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	・ アライグマ従事者の育成	研修会開催に関する情報を住民に周知できていない。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

①正確な被害状況の把握 ②集落住民に対する野生動物の知識向上 ③人材の育成確保による適切かつ効果的な捕獲 ④第二種特定鳥獣管理計画に基づく野生鳥獣と自然環境の適切な保護管理 ⑤埼玉県アライグマ防除実施計画を踏まえたアライグマの捕獲

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

小川猟友会東秩父支部への捕獲依頼を基本とする。 なお、アライグマの捕獲については、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施する。 また、新たな捕獲従事者を育成するため、研修会等の周知を住民に行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者の

それぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その
ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、 ニホンザル、ハクビシン、ヒヨドリ、 カワウ	箱ワナ等の整備 捕獲従事者の育成 研修会の周知
令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、 ニホンザル、ハクビシン、ヒヨドリ、 カワウ	箱ワナ等の整備 捕獲従事者の育成 研修会の周知
令和9年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、 ニホンザル、ハクビシン、ヒヨドリ、 カワウ	箱ワナ等の整備 捕獲従事者の育成 研修会の周知

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入
する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
「埼玉県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画」との整合性 を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として、必要最小限の捕獲を実施する。 アライグマについては、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲を実 施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設
定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	90	90	90
ニホンジカ	210	210	210
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ハクビシン	30	30	30
ニホンザル	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ヒヨドリ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カワウ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲手段：銃、箱ワナ、足くくりワナ、巣落とし 実施予定時期：通年 実施予定場所：村内全域

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
捕獲手段：巻狩り 実施予定時期：通年 実施予定場所：村内全域

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
東秩父村	委譲済み

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ アライグマ ハクビシン ニホンザル	侵入防止柵 7a	侵入防止柵 7a	侵入防止柵 7a
ヒヨドリ	ネット 7a	ネット 7a	ネット 7a

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ アライグマ ハクビシン ニホンザル	侵入防止柵や電気柵の効果的な設置方法の周知	侵入防止柵や電気柵の効果的な設置方法の周知	侵入防止柵や電気柵の効果的な設置方法の周知
ヒヨドリ	ネットの効果的な設置方法の周知	ネットの効果的な設置方法の周知	ネットの効果的な設置方法の周知

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ニホンザル、ハクビシン、ヒヨドリ、カワウ	侵入防止柵の設置 追い払い
令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ニホンザル、ハクビシン、ヒヨドリ、カワウ	侵入防止柵の設置 追い払い
令和9年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ニホンザル、ハクビシン、ヒヨドリ、カワウ	侵入防止柵の設置 追い払い

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する

知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

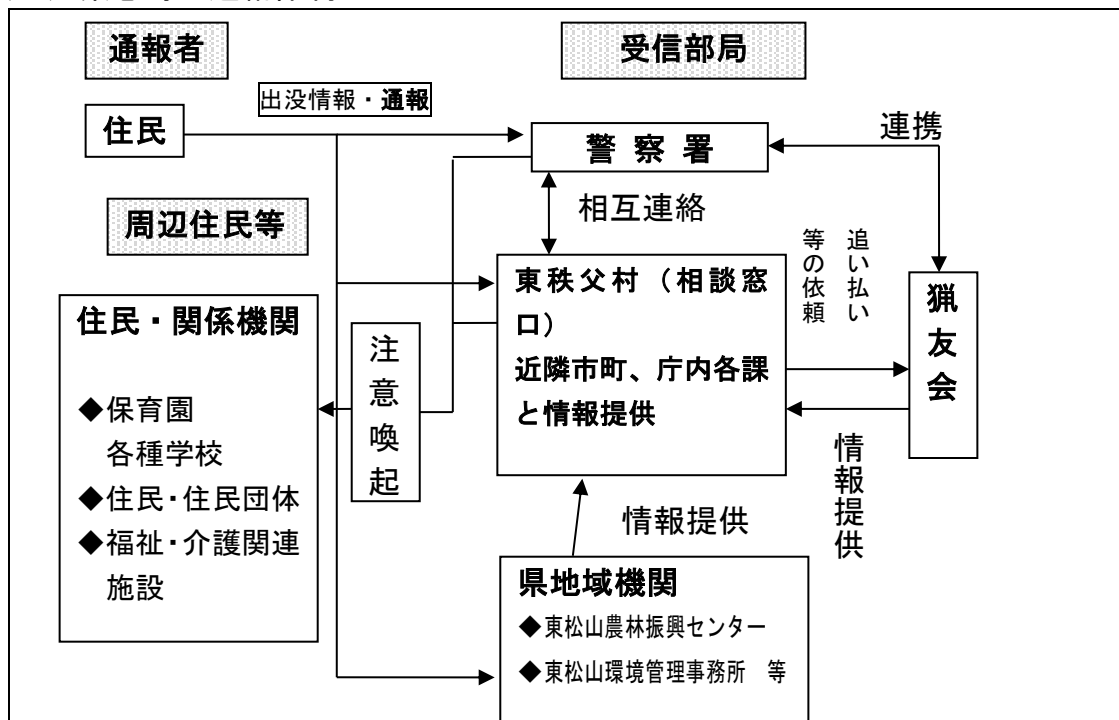
関係機関等の名称	役割
小川警察署	住民・関係機関への注意喚起、村との相互連絡。
県地域機関（東松山農林振興センター、環境管理事務所等）	警察署及び村への情報提供。
東秩父村	住民・関係機関への注意喚起、警察署と相互連絡、地元猟友会に追い払い等の依頼。
小川猟友会東秩父支部	警察署と連携し、村等からの依頼を受け、捕獲または追い払いを実施。 村へ出没の可能性が高い場所等の情報提供。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却処分及び捕獲現場での埋設を行っているが、今後は鳥獣解体処理施設の設置も検討していく。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状は利用なし。
ペットフード	現状は利用なし
皮革	現状は利用なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	特に現状は利用なし。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

今後は鳥獣解体施設の設置も検討していくが、検討中の当施設は食肉加工施設ではない。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

猟友会では捕獲のみの知識しかない会員が多いため、猟友会内で解体や搬入の知識の共有を促す。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東秩父村鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
小川猟友会 東秩父支部	捕獲の実施
東秩父村農業委員会	農作物の保護
東秩父農産物販売部会	情報収集
J A 埼玉中央東秩父支店	住民への意識高揚
東松山農林振興センター	助言・指導
東秩父村 産業観光課	事務局

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県農業技術研究センター	野生鳥獣管理防止対策の助言指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし。 猟友会員や農業者等の地域住民の高年齢化や人口減少などにより実施隊の設置は困難。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

住民の安全対策の推進

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域住民の安全を守るための研修会の実施 情報の周知徹底

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。